

田辺市学びの日を定める要綱

（趣旨）

第1条 市民の教育に対する関心と理解を一層深め、学校、家庭及び地域社会が連携して次代を担う心豊かでたくましい子どもを育成するとともに、生涯にわたって自ら学び、郷土を愛し、地域社会の振興に主体的に参加する人づくりを進めるため、田辺市学びの日を設ける。

（田辺市学びの日）

第2条 田辺市学びの日は、11月の第4土曜日とする。

（田辺市学び月間）

第3条 田辺市学びの日の趣旨にふさわしい取組みを行う期間として、11月1か月間を田辺市学び月間とする。

（市の取組）

第4条 市は、田辺市学びの日の趣旨を普及するとともに、市民参加のもとにその趣旨にふさわしい取組みを行うよう努めるものとする。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、田辺市学びの日に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

この要綱は、平成19年10月17日から施行する。